

埼玉県救急医療未払医療費対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、救急医療体制の円滑な運営に資するため、医療費等の負担能力に欠ける日本人に係る救急医療に関し、県内の医療機関において発生した医療費等の未収金について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 救急未払患者 日本国籍を有する者で、県内に居所等を有し、医療機関において救急医療による治療を受けた傷病者のうち、本人の責務により医療費等を支払えない者をいう。

ただし、原則として次に掲げる者は除く。

ア 分割払い等の手段により医療費等を支払っている者

イ 親族又は雇用主等が医療費等を支払っている者

ウ 生活保護法又は労働者災害補償保険等が適用され、医療費等が支払われる者

(2) 救急医療 急病又は事故等による急性期の傷病で、保険診療で認められる範囲内の医療をいう。

(3) 医療機関 県内の医療機関のうち、開設者が国、独立行政法人国立病院機構、県又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構以外のものをいう。

(補助対象未収金)

第3条 補助の対象となる未収金は、前条第1号に定める救急未払患者に係る医療費等のうち、原因が当該医療機関に責によらないもので、回収に相当な努力をしたにもかかわらず1年以上経過したものとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、県内に所在し、次のいずれかに該当する医療機関の開設者とする。

(1) 救命救急センターを設置する医療機関

(2) 県が実施する「搬送困難事案受入医療機関支援事業」の対象医療機関

(交付額の算定方法)

第5条 交付額は、次の各号により積算した診療報酬に相当する額及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用に相当する額の合計額から1件あたり10万円を控除し、1/3を乗じてから1万円未満の端数を切り捨てた額とする。

(1) 診療報酬の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第59号。）に基づき積算される診療報酬に相当する額

(2) 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月6日厚生労働省告示第99号。）に基づき積算される入院時食事療養費に係る食事療養の費用に相

当する額

2 前項の交付額の算定に当たり、入院を必要としたものにあつては、救急未払患者1人当たり、入院の日から14日を限度とする。ただし、知事が特に必要と認めた場合は、14日を超えて交付額の算定に含めることができる。

3 前2項の交付額の算定に当たり、1件、1人当たりの未収金額が210万円を超えるときは、210万円を限度とする。

(交付申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(記載事項)

第7条 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号の規定により知事が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

(1) 診療報酬明細書の写し等補助の対象となる未収金の存在を証明する資料

(2) その他参考となる資料

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があつたときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助事業者の責務)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

2 前項に定めるほか、補助事業者は、救急未払患者に係る未収金に対する責任者を定め、回収に相当な努力を行うとともに、その経過を救急患者受診状況表(様式第5号)等により記録し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存するものとする。

(補助金の返還)

第13条 補助事業者は、交付額の確定後、補助の対象となった未収金について救急未払患者又はその関係者から医療費を徴収した場合であつて、交付額と徴収額の合計額が未収金の額を超えるときは、交付額を上限として、その超える額を速やかに知事に返還しなければならない

(暴力団排除に関する誓約)

第14条 補助事業者は、別添記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 知事は、補助事業者が別添記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

附 則

この要綱は、平成26年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度から適用する。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。